

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認関東地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	32 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	31 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	14 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	9 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年7月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和36年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和60年7月から62年3月まで

妻が出産のため昭和62年7月に会社を退職したのを契機に、私は、それまで加入していなかった国民年金に加入することにして、A市役所B支所で加入手続を行った。その際に、同支所の職員から国民年金保険料を2年間遡って納付できると聞いたので、後日、C信用金庫で15万円くらい納付したはずである。

申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から昭和62年8月頃に払い出されたと推認され、オンライン記録によると、申立期間に係る国民年金の被保険者資格の処理日は同年8月21日であり、同年8月24日に過年度納付書作成の記録が確認できることから、当該過年度納付書が作成された時点において、申立期間の保険料を納付することが可能であり、当該過年度納付書は申立期間に係るものであったと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料として納付したとする15万円は、申立期間の保険料額14万5,840円とおおむね一致している上、申立人は、申立期間以降の保険料を全て納付していることから、納付意識は高いと考えられ、申立人が21か月と比較的短期間である申立期間の保険料を納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 関東（栃木）厚生年金 事案 8762

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成13年1月から18年8月までは30万円、同年9月から19年6月までは36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和36年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年1月1日から19年7月1日まで  
A社に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたが、申立期間の標準報酬月額は、実際に受け取っていた給与額及び控除されていた厚生年金保険料額と比較すると、著しく低い金額になっている。本来の標準報酬月額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内とされていることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準報酬月額については、源泉徴収簿、賃金台帳、同職種の同僚の給与明細書及びB市の賦課資料（所得回答書）において確認又は推認できる厚生年金保険料控除額により、平成13年1月から18年8月までは30万円、同年9月から19年6月までは36万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務

の履行については、事業主が実際の給料より標準報酬月額を低く届け出たことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 関東（栃木）厚生年金 事案 8763

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成13年1月から18年8月までは22万円、同年9月から19年6月までは28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和54年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年1月1日から19年7月1日まで

A社に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたが、申立期間の標準報酬月額は、実際に受け取っていた給与額及び控除されていた厚生年金保険料額と比較すると、著しく低い金額になっている。申立期間のうち平成18年9月から19年6月までの給与明細書を提出するので、本来の標準報酬月額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内とされていることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準報酬月額については、給与明細書、賃金台帳、同職種の同僚の給与明細書及びB市の賦課資料（所得回答書）において確認又は推認できる厚生年金保険料控除額により、平成13年1月から18年8月までは22万円、同年9月から19年6月までは28万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が実際の給料より標準報酬月額を低く届け出たことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 関東（山梨）厚生年金 事案 8765

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を34万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 31 日

A社に勤務していた厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出したA社発行の賞与支払明細書により、申立人は申立期間において同社から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の申立期間の標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる保険料控除額から、34万2,000円とすることが妥当である。

また、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答は無く不明であり、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

なお、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②、③及び⑤に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は 35 万 5,000 円、申立期間②は 26 万 7,000 円、申立期間③は 30 万円、申立期間⑤は 37 万 3,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間④について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間に係る標準賞与額に係る記録を 30 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 12 月 10 日  
② 平成 18 年 12 月 10 日  
③ 平成 19 年 7 月 5 日  
④ 平成 19 年 12 月 10 日  
⑤ 平成 20 年 12 月 5 日

私が、A社で支給された賞与において、申立期間①、②、③及び⑤の賞与の記録が無い。賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、当該賞与が厚生年金保険の記録に反映されるように認めてほしい。

また、申立期間④に支給された賞与の記録が、実際に支給された額より低くなっているため、標準賞与額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②、③及び⑤について、A社の顧問税理士から提出された「17年3回分賞与一覧表（個人別）（支給日：平成17年12月10日）」、「18年2回分賞与一覧表（個人別）（支給日：平成18年12月10日）」、申立人に係る平成19年及び20年賃金台帳、事業主の供述並びにB市課税課から提出された平成18年度から21年度までの所得照会回答書から判断すると、申立人は、申立期間①、②、③及び⑤において、同社から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間①、②、③及び⑤の標準賞与額については、上記賞与一覧表（個人別）及び賃金台帳において確認できる賞与額又は保険料控除額から、申立期間①は35万5,000円、申立期間②は26万7,000円、申立期間③は30万円、申立期間⑤は37万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①、②、③及び⑤に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出することを失念し、保険料を納付していなかったことを認めていることから、社会保険事務所は申立人の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間④について、オンライン記録によれば、申立人の標準賞与額は15万円とされているところ、上記賃金台帳等から判断すると、申立人は、平成19年12月10日にA社から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準賞与額については、上記賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間④に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に誤って提出したとしていることから、社会保険事務所は、上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、③及び④について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は 20 万 4,000 円、申立期間③及び④はそれぞれ 27 万 2,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間に係る標準賞与額に係る記録を 27 万 2,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 19 年 7 月 5 日  
② 平成 19 年 12 月 10 日  
③ 平成 20 年 7 月 10 日  
④ 平成 20 年 12 月 5 日

私が、A社に勤務していた期間に支給された賞与において、申立期間①、③及び④に支給された賞与の記録が無い。賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、当該賞与が厚生年金保険の記録に反映されるように認めてほしい。

また、申立期間②に支給された賞与の記録が、実際に支給された額より低くなっているので、標準賞与額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①、③及び④について、A社の顧問税理士から提出された申立人に係る平成19年及び20年賃金台帳、事業主の供述並びにB市保険年金課から提出された19年及び20年分給与支払報告書から判断すると、申立人は、申立期間①、③及び④において同社から賞与の支給を受け、当該賞与にかかる厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間①、③及び④の標準賞与額については、上記賃金台帳において確認できる保険料控除額から申立期間①は20万4,000円、申立期間③及び④はそれぞれ27万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①、③及び④に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出することを失念し、保険料を納付していなかったことを認めていることから、社会保険事務所は申立人の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、オンライン記録によれば、申立人の標準賞与額は13万6,000円とされているところ、上記賃金台帳等から判断すると、申立人は、平成19年12月10日にA社から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準賞与額については、上記賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、27万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に誤って提出したとしていることから、社会保険事務所は、上記訂正後の標準賞与額に基づく当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 関東（埼玉）厚生年金 事案 8772

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間④のうち平成9年7月1日から同年10月1日までに係る標準報酬月額については、同年7月及び同年8月は36万円、同年9月は44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人の平成9年7月から同年9月までに係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年10月1日から46年3月1日まで  
② 昭和53年1月1日から55年1月1日まで  
③ 昭和57年10月1日から58年10月1日まで  
④ 平成8年12月1日から9年10月1日まで

A社（現在は、B社）及びC社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額と、両社から実際に支給された給与の金額が異なるので、標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料控除額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 申立人の申立期間④のうち平成9年7月1日から同年10月1日までに係る標準報酬月額については、申立人が所持するC社の給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額のそれぞれに見合

う標準報酬月額から同年7月及び同年8月は36万円、同年9月は44万円に訂正することが必要である。

なお、申立人の申立期間④のうち平成9年7月1日から同年10月1日までの期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答を得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間④のうち平成8年12月1日から9年7月1日までの期間については、上記給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

3 申立期間①については、申立人、B社、D税務署及びE市役所は、当該期間に係る関連資料（源泉徴収票等）を保管していない上、申立人が所持している銀行預金通帳の給与入金額から、当該期間に係る各月の給与支給額及び厚生年金保険料控除額を推認することは困難である。

また、申立期間②及び③については、申立人が所持する昭和53年、54年、57年及び58年分給与所得の源泉徴収票に記載されている社会保険料控除額とオンライン記録に基づき算出した社会保険料控除額を比較したが、当該源泉徴収票に記載されている保険料控除額の方が低額であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②及び③について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 関東（群馬）厚生年金 事案 8773

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における申立期間③に係る標準賞与額の記録を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立期間③に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 61 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 19 年 7 月 27 日  
② 平成 19 年 12 月 14 日  
③ 平成 20 年 12 月 16 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間について賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③について、B市役所から提出された申立人に係る所得・課税証明書（平成20年分）及び事業主の回答により、申立人が当該期間において同社から賞与の支給を受けていたと認められる。

また、上記証明書から判断すると、当該賞与に係る保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

一方、申立人の申立期間に係る標準賞与額について、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料控除額又は申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間③における標準賞与額については、上記の所得・課税証明書及び事業主の回答により推認できる賞与支給額から、3

万円とすることが必要である。

なお、申立人の申立期間③に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該期間に係る賞与支払届の提出を社会保険事務所（当時）に行っておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないと認めていることから、社会保険事務所は当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間①及び②については、B市役所から提出された申立人に係る所得・課税証明書（平成 19 年分）及びA社の事業主の回答により、申立人が当該期間において賞与の支給を受けていたと認められる。

しかしながら、上記所得・課税証明書に記載された社会保険料控除額は、申立期間①及び②の賞与に係る健康保険料及び厚生年金保険料を除いた社会保険料額とほぼ同額であることから、当該期間に係る賞与から保険料が控除されていたとは考え難い。

また、事業主は、当該賞与から厚生年金保険料を控除していないと回答している上、申立期間①及び②に係る賃金台帳等を保存していない。

このほか、申立期間①及び②の厚生年金保険料控除状況について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。



## 関東（埼玉）厚生年金 事案 8774

### 第1 委員会の結論

申立人のA社の申立期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間に係る同法第81条の2に基づく申出を行ったと認められ、当該期間の保険料徴収が免除されることから、当該記録を取り消し、申立人の同社における標準賞与額を平成22年3月30日は9万円、同年7月9日は29万7,000円とすることが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和54年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成22年3月30日  
② 平成22年7月9日

育児休業中の保険料免除期間内に支払われた賞与の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る「2010年分 所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は平成22年3月30日及び同年7月9日に事業主から賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、オンライン記録により、平成22年3月13日から23年5月31日までの期間について、事業主は厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが認められる。

一方、厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、事業主は申立期間①及び②に係る賞与支払届を厚生年金保険法第75条本文の規定による徴収時効が成立した後である平成26年7月24日に提出したことが確認できるが、同法第81条の2の規定に基づき事業主により免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の厚生年金保険被

保険者賞与支払届の提出が行われず、同法第 75 条の規定により時効によって徴収権が消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきである。

以上のことから、申立期間①及び②に係る標準賞与額については、事業主から提出された所得税源泉徴収簿兼賃金台帳における当該賞与額から、申立期間①は 9 万円、申立期間②は 29 万 7,000 円とすることが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社の申立期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間に係る同法第81条の2に基づく申出を行ったと認められ、当該期間の保険料徴収が免除されることから、当該記録を取り消し、申立人の同社における標準賞与額を平成20年3月31日は7万9,000円、同年7月10日は37万3,000円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和54年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成20年3月31日  
② 平成20年7月10日

育児休業中の保険料免除期間内に支払われた賞与の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る「2008年分 所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は平成20年3月31日及び同年7月10日に事業主から賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、オンライン記録により、平成20年2月20日から21年3月31日までの期間について、事業主は厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく育児休業等期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが認められる。

一方、厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、事業主は申立期間①及び②に係る賞与支払届を厚生年金保険法第75条本文の規定による徴収時効が成立した後である平成26年7月24日に提出したことが確認できるが、同法第81条の2の規定に基づき事業主により免除の申出があった場合は、育児休業等期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の厚生年金保険

被保険者賞与支払届の提出が行われず、同法第 75 条の規定により時効によって徴収権が消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきである。

以上のことから、申立期間①及び②に係る標準賞与額については、事業主から提出された所得税源泉徴収簿兼賃金台帳における当該賞与額から、申立期間①は 7 万 9,000 円、申立期間②は 37 万 3,000 円とすることが必要である。

## 関東（埼玉）厚生年金 事案 8776

### 第1 委員会の結論

申立人のA社の申立期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間に係る同法第81条の2に基づく申出を行ったと認められ、当該期間の保険料徴収が免除されることから、当該記録を取り消し、申立人の同社における標準賞与額を平成18年12月8日は37万1,000円、21年3月30日は3万6,000円、同年7月10日は27万5,000円とすることが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和53年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月8日  
② 平成21年3月30日  
③ 平成21年7月10日

育児休業中の保険料免除期間内に支払われた賞与の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る「2006年分及び2009年分 所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は平成18年12月8日、21年3月30日及び同年7月10日に事業主から賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、オンライン記録により、平成18年8月14日から19年4月30日までの期間及び21年1月18日から22年3月31日までの期間について、事業主は厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく育児休業等期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが認められる。

一方、厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、事業主は申立期間①、②及び③に係る賞与支払届を厚生年金保険法第75条本文の規定による徴収時効が成立した後である平成26年7月24日に提出したことが確認できるが、同法第81条の2の規定に基づき事業主により免除の申出が

あった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出が行われず、同法第 75 条の規定により時効によって徴収権が消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきである。

以上のことから、申立期間①、②及び③に係る標準賞与額については、事業主から提出された所得税源泉徴収簿兼賃金台帳における当該賞与額から、申立期間①は 37 万 1,000 円、申立期間②は 3 万 6,000 円、申立期間③は 27 万 5,000 円とすることが必要である。

## 関東（埼玉）厚生年金 事案 8777

### 第1 委員会の結論

申立人のA社の申立期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間に係る同法第81条の2に基づく申出を行ったと認められ、当該期間の保険料徴収が免除されることから、当該記録を取り消し、申立人の同社における標準賞与額を平成21年7月10日は53万5,000円、同年12月10日は15万1,000円、22年3月30日は1万6,000円とすることが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和54年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成21年7月10日  
② 平成21年12月10日  
③ 平成22年3月30日

育児休業中の保険料免除期間内に支払われた賞与の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る「2009年分及び2010年分 所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は平成21年7月10日、同年12月10日及び22年3月30日に事業主から賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、オンライン記録により、平成21年5月21日から22年3月31日までの期間について、事業主は厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく育児休業等期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが認められる。

一方、厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、事業主は申立期間①、②及び③に係る賞与支払届を厚生年金保険法第75条本文の規定による徴収時効が成立した後である平成26年7月24日に提出したことが確認できるが、同法第81条の2の規定に基づき事業主により免除の申出が

あった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出が行われず、同法第 75 条の規定により時効によって徴収権が消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきである。

以上のことから、申立期間①、②及び③に係る標準賞与額については、事業主から提出された所得税源泉徴収簿兼賃金台帳における当該賞与額から、申立期間①は 53 万 5,000 円、申立期間②は 15 万 1,000 円、申立期間③は 1 万 6,000 円とすることが必要である。



## 関東（埼玉）厚生年金 事案 8778

### 第1 委員会の結論

申立人のA社の申立期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間に係る同法第81条の2に基づく申出を行ったと認められ、当該期間の保険料徴収が免除されることから、当該記録を取り消し、申立人の同社における標準賞与額を平成23年12月9日は41万9,000円、24年3月30日は7万円とすることが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和62年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成23年12月9日  
② 平成24年3月30日

育児休業中の保険料免除期間内に支払われた賞与の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る「2011年分及び2012年分 所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は平成23年12月9日及び24年3月30日に事業主から賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、オンライン記録により、平成23年12月23日から24年10月26日までの期間について、事業主は厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが認められる。

一方、厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、事業主は申立期間①及び②に係る賞与支払届を厚生年金保険法第75条本文の規定による徴収時効が成立した後である平成26年7月24日に提出したことが確認できるが、同法第81条の2の規定に基づき事業主により免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の厚生年金保険被

保険者賞与支払届の提出が行われず、同法第 75 条の規定により時効によって徴収権が消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきである。

以上のことから、申立期間①及び②に係る標準賞与額については、事業主から提出された所得税源泉徴収簿兼賃金台帳における当該賞与額から、申立期間①は 41 万 9,000 円、申立期間②は 7 万円とすることが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社の申立期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間に係る同法第81条の2に基づく申出を行ったと認められ、当該期間の保険料徴収が免除されることから、当該記録を取り消し、申立人の同社における標準賞与額を平成23年7月8日は41万9,000円、同年12月9日は20万5,000円、24年3月30日は2万3,000円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和63年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成23年7月8日  
② 平成23年12月9日  
③ 平成24年3月30日

育児休業中の保険料免除期間内に支払われた賞与の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る「2011年分及び2012年分 所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は平成23年7月8日、同年12月9日及び24年3月30日に事業主から賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、オンライン記録により、平成23年6月27日から24年4月30日までの期間について、事業主は厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが認められる。

一方、厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、事業主は申立期間①、②及び③に係る賞与支払届を厚生年金保険法第75条本文の規定による徴収時効が成立した後である平成26年7月24日に提出したことが確認できるが、同法第81条の2の規定に基づき事業主により免除の申出が

あった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出が行われず、同法第 75 条の規定により時効によって徴収権が消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきである。

以上のことから、申立期間①、②及び③に係る標準賞与額については、事業主から提出された所得税源泉徴収簿兼賃金台帳における当該賞与額から、申立期間①は 41 万 9,000 円、申立期間②は 20 万 5,000 円、申立期間③は 2 万 3,000 円とすることが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社の申立期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間に係る同法第81条の2に基づく申出を行ったと認められ、当該期間の保険料徴収が免除されることから、当該記録を取り消し、申立人の同社における標準賞与額を平成20年12月10日は35万3,000円、21年3月30日は1万4,000円、23年7月8日は47万9,000円、同年12月9日は21万5,000円、24年3月30日は2万円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和55年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成20年12月10日  
② 平成21年3月30日  
③ 平成23年7月8日  
④ 平成23年12月9日  
⑤ 平成24年3月30日

育児休業中の保険料免除期間内に支払われた賞与の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る「2008年分、2009年分、2011年分及び2012年分 所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は平成20年12月10日、21年3月30日、23年7月8日、同年12月9日及び24年3月30日に事業主から賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、オンライン記録により、平成20年8月5日から21年4月30日までの期間及び23年6月18日から24年4月21日までの期間について、事業主は厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが認められる。

一方、厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、事業主は申立期

間①、②、③、④及び⑤に係る賞与支払届を厚生年金保険法第 75 条本文の規定による徴収時効が成立した後である平成 26 年 7 月 24 日に提出したことが確認できるが、同法第 81 条の 2 の規定に基づき事業主により免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出が行われず、同法第 75 条の規定により時効によって徴収権が消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきである。

以上のことから、申立期間①、②、③、④及び⑤に係る標準賞与額については、事業主から提出された所得税源泉徴収簿兼賃金台帳における当該賞与額から、申立期間①は 35 万 3,000 円、申立期間②は 1 万 4,000 円、申立期間③は 47 万 9,000 円、申立期間④は 21 万 5,000 円、申立期間⑤は 2 万円とすることが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社の申立期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間に係る同法第81条の2に基づく申出を行ったと認められ、当該期間の保険料徴収が免除されることから、当該記録を取り消し、申立人の同社における標準賞与額を平成20年3月31日は8万7,000円、同年7月10日は44万8,000円、23年3月30日は8万6,000円、同年7月8日は50万6,000円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和52年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成20年3月31日  
② 平成20年7月10日  
③ 平成23年3月30日  
④ 平成23年7月8日

育児休業中の保険料免除期間内に支払われた賞与の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る「2008年分及び2011年分 所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は平成20年3月31日、同年7月10日、23年3月30日、同年7月8日に事業主から賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、オンライン記録により、平成20年3月17日から21年3月31日までの期間及び23年3月20日から24年3月31日までの期間について、事業主は厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが認められる。

一方、厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、事業主は申立期間①、②、③及び④に係る賞与支払届を厚生年金保険法第75条本文の規

定による徴収時効が成立した後である平成 26 年 7 月 24 日に提出したことが確認できるが、同法第 81 条の 2 の規定に基づき事業主により免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出が行われず、同法第 75 条の規定により時効によって徴収権が消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきである。

以上のことから、申立期間①、②、③及び④に係る標準賞与額については、事業主から提出された所得税源泉徴収簿兼賃金台帳における当該賞与額から、申立期間①は 8 万 7,000 円、申立期間②は 44 万 8,000 円、申立期間③は 8 万 6,000 円、申立期間④は 50 万 6,000 円とすることが必要である。



## 第1 委員会の結論

申立人のA社の申立期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間に係る同法第81条の2に基づく申出を行ったと認められ、当該期間の保険料徴収が免除されることから、当該記録を取り消し、申立人の同社における標準賞与額を平成23年3月30日は8万3,000円、同年7月8日は43万1,000円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和60年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成23年3月30日  
② 平成23年7月8日

育児休業中の保険料免除期間内に支払われた賞与の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る「2011年分 所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は平成23年3月30日及び同年7月8日に事業主から賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、オンライン記録により、平成23年3月14日から24年1月15日までの期間について、事業主は厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが認められる。

一方、厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、事業主は申立期間①及び②に係る賞与支払届を厚生年金保険法第75条本文の規定による徴収時効が成立した後である平成26年7月24日に提出したことが確認できるが、同法第81条の2の規定に基づき事業主により免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の厚生年金保険被

保険者賞与支払届の提出が行われず、同法第 75 条の規定により時効によって徴収権が消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきである。

以上のことから、申立期間①及び②に係る標準賞与額については、事業主から提出された所得税源泉徴収簿兼賃金台帳における当該賞与額から、申立期間①は 8 万 3,000 円、申立期間②は 43 万 1,000 円とすることが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社の申立期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間に係る同法第81条の2に基づく申出を行ったと認められ、当該期間の保険料徴収が免除されることから、当該記録を取り消し、申立人の同社における標準賞与額を平成20年7月10日は55万1,000円、同年12月10日は11万2,000円、23年3月30日は10万8,000円、同年7月8日は51万6,000円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成20年7月10日  
② 平成20年12月10日  
③ 平成23年3月30日  
④ 平成23年7月8日

育児休業中の保険料免除期間内に支払われた賞与の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る「2008年分及び2011年分 所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は平成20年7月10日、同年12月10日、23年3月30日、同年7月8日に事業主から賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、オンライン記録により、平成20年4月27日から21年2月28日までの期間及び23年3月6日から24年1月7日までの期間について、事業主は厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが認められる。

一方、厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、事業主は申立期間①、②、③及び④に係る賞与支払届を厚生年金保険法第75条本文の規

定による徴収時効が成立した後である平成 26 年 7 月 24 日に提出したことが確認できるが、同法第 81 条の 2 の規定に基づき事業主により免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出が行われず、同法第 75 条の規定により時効によって徴収権が消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきである。

以上のことから、申立期間①、②、③及び④に係る標準賞与額については、事業主から提出された所得税源泉徴収簿兼賃金台帳における当該賞与額から、申立期間①は 55 万 1,000 円、申立期間②は 11 万 2,000 円、申立期間③は 10 万 8,000 円、申立期間④は 51 万 6,000 円とすることが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社の申立期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間に係る同法第81条の2に基づく申出を行ったと認められ、当該期間の保険料徴収が免除されることから、当該記録を取り消し、申立人の同社における標準賞与額を平成23年3月30日は9万7,000円、同年7月8日は41万1,000円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成23年3月30日  
② 平成23年7月8日

育児休業中の保険料免除期間内に支払われた賞与の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る「2011年分 所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は平成23年3月30日及び同年7月8日に事業主から賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、オンライン記録により、平成23年1月25日から同年11月28日までの期間について、事業主は厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが認められる。

一方、厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、事業主は申立期間①及び②に係る賞与支払届を厚生年金保険法第75条本文の規定による徴収時効が成立した後である平成26年7月24日に提出したことが確認できるが、同法第81条の2の規定に基づき事業主により免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の厚生年金保険被

保険者賞与支払届の提出が行われず、同法第 75 条の規定により時効によって徴収権が消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきである。

以上のことから、申立期間①及び②に係る標準賞与額については、事業主から提出された所得税源泉徴収簿兼賃金台帳における当該賞与額から、申立期間①は 9 万 7,000 円、申立期間②は 41 万 1,000 円とすることが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社の申立期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間に係る同法第81条の2に基づく申出を行ったと認められ、当該期間の保険料徴収が免除されることから、当該記録を取り消し、申立人の同社における標準賞与額を平成22年12月10日は42万円、23年3月30日は4万3,000円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和62年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成22年12月10日  
② 平成23年3月30日

育児休業中の保険料免除期間内に支払われた賞与の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る「2010年分及び2011年分 所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は平成22年12月10日及び23年3月30日に事業主から賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、オンライン記録により、平成22年10月22日から23年4月30日までの期間について、事業主は厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが認められる。

一方、厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、事業主は申立期間①及び②に係る賞与支払届を厚生年金保険法第75条本文の規定による徴収時効が成立した後である平成26年7月24日に提出したことが確認できるが、同法第81条の2の規定に基づき事業主により免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の厚生年金保険被

保険者賞与支払届の提出が行われず、同法第 75 条の規定により時効によって徴収権が消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきである。

以上のことから、申立期間①及び②に係る標準賞与額については、事業主から提出された所得税源泉徴収簿兼賃金台帳における当該賞与額から、申立期間①は 42 万円、申立期間②は 4 万 3,000 円とすることが必要である。



## 第1 委員会の結論

申立人のA社の申立期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間に係る同法第81条の2に基づく申出を行ったと認められ、当該期間の保険料徴収が免除されることから、当該記録を取り消し、申立人の同社における標準賞与額を平成22年12月10日は48万円、23年3月30日は4万7,000円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 57 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 22 年 12 月 10 日  
② 平成 23 年 3 月 30 日

育児休業中の保険料免除期間内に支払われた賞与の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る「2010年分及び2011年分 所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は平成22年12月10日及び23年3月30日に事業主から賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、オンライン記録により、平成22年10月15日から23年4月30日までの期間について、事業主は厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが認められる。

一方、厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、事業主は申立期間①及び②に係る賞与支払届を厚生年金保険法第75条本文の規定による徴収時効が成立した後である平成26年7月24日に提出したことが確認できるが、同法第81条の2の規定に基づき事業主により免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の厚生年金保険被

保険者賞与支払届の提出が行われず、同法第 75 条の規定により時効によって徴収権が消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきである。

以上のことから、申立期間①及び②に係る標準賞与額については、事業主から提出された所得税源泉徴収簿兼賃金台帳における当該賞与額から、申立期間①は 48 万円、申立期間②は 4 万 7,000 円とすることが必要である。

## 関東（埼玉）厚生年金 事案 8787

### 第1 委員会の結論

申立人のA社の申立期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間に係る同法第81条の2に基づく申出を行ったと認められ、当該期間の保険料徴収が免除されることから、当該記録を取り消し、申立人の同社における標準賞与額を平成22年7月9日は53万9,000円、同年12月10日は12万9,000円、23年3月30日は1万1,000円とすることが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和54年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成22年7月9日  
② 平成22年12月10日  
③ 平成23年3月30日

育児休業中の保険料免除期間内に支払われた賞与の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る「2010年分及び2011年分 所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は平成22年7月9日、同年12月10日及び23年3月30日に事業主から賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、オンライン記録により、平成22年5月15日から23年4月30日までの期間について、事業主は厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが認められる。

一方、厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、事業主は申立期間①、②及び③に係る賞与支払届を厚生年金保険法第75条本文の規定による徴収時効が成立した後である平成26年7月24日に提出したことが確認できるが、同法第81条の2の規定に基づき事業主により免除の申出が

あった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出が行われず、同法第 75 条の規定により時効によって徴収権が消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきである。

以上のことから、申立期間①、②及び③に係る標準賞与額については、事業主から提出された所得税源泉徴収簿兼賃金台帳における当該賞与額から、申立期間①は 53 万 9,000 円、申立期間②は 12 万 9,000 円、申立期間③は 1 万 1,000 円とすることが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社の申立期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間に係る同法第81条の2に基づく申出を行ったと認められ、当該期間の保険料徴収が免除されることから、当該記録を取り消し、申立人の同社における標準賞与額を平成20年3月31日は6万9,000円、同年7月10日は30万5,000円、22年3月30日は6万9,000円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和55年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成20年3月31日  
② 平成20年7月10日  
③ 平成22年3月30日

育児休業中の保険料免除期間内に支払われた賞与の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る「2008年分及び2010年分 所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は平成20年3月31日、同年7月10日及び22年3月30日に事業主から賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、オンライン記録により、平成20年3月4日から21年3月31日までの期間及び22年2月16日から同年4月30日までの期間について、事業主は厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが認められる。

一方、厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、事業主は申立期間①、②及び③に係る賞与支払届を厚生年金保険法第75条本文の規定による徴収時効が成立した後である平成26年7月24日に提出したことが確認できるが、同法第81条の2の規定に基づき事業主により免除の申出が

あった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出が行われず、同法第 75 条の規定により時効によって徴収権が消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきである。

以上のことから、申立期間①、②及び③に係る標準賞与額については、事業主から提出された所得税源泉徴収簿兼賃金台帳における当該賞与額から、申立期間①は 6 万 9,000 円、申立期間②は 30 万 5,000 円、申立期間③は 6 万 9,000 円とすることが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社の申立期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間に係る同法第81条の2に基づく申出を行ったと認められ、当該期間の保険料徴収が免除されることから、当該記録を取り消し、申立人の同社における標準賞与額を平成21年12月10日は24万8,000円、22年3月30日は2万9,000円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和58年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成21年12月10日  
② 平成22年3月30日

育児休業中の保険料免除期間内に支払われた賞与の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る「2009年分及び2010年分 所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は平成21年12月10日及び22年3月30日に事業主から賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、オンライン記録により、平成21年8月15日から22年4月30日までの期間について、事業主は厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが認められる。

一方、厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、事業主は申立期間①及び②に係る賞与支払届を厚生年金保険法第75条本文の規定による徴収時効が成立した後である平成26年7月24日に提出したことが確認できるが、同法第81条の2の規定に基づき事業主により免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の厚生年金保険被

保険者賞与支払届の提出が行われず、同法第 75 条の規定により時効によって徴収権が消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきである。

以上のことから、申立期間①及び②に係る標準賞与額については、事業主から提出された所得税源泉徴収簿兼賃金台帳における当該賞与額から、申立期間①は 24 万 8,000 円、申立期間②は 2 万 9,000 円とすることが必要である。



## 第1 委員会の結論

申立人のA社の申立期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間に係る同法第81条の2に基づく申出を行ったと認められ、当該期間の保険料徴収が免除されることから、当該記録を取り消し、申立人の同社における当該期間の標準賞与額を4万円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年3月30日  
育児休業中の保険料免除期間内に支払われた賞与の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る「2009年分 所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は平成21年3月30日に事業主から賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、オンライン記録により、平成21年1月31日から21年4月25日までの期間について、事業主は厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが認められる。

一方、厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、事業主は申立期間に係る賞与支払届を厚生年金保険法第75条本文の規定による徴収時効が成立した後である平成26年7月24日に提出したことが確認できるが、同法第81条の2の規定に基づき事業主により免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出が行われず、同法第75条の規定により時効によって徴収権が消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とす

べきである。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、事業主から提出された所得税源泉徴収簿兼賃金台帳における当該賞与額から、4万円とすることが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社の申立期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間に係る同法第81条の2に基づく申出を行ったと認められ、当該期間の保険料徴収が免除されることから、当該記録を取り消し、申立人の同社における標準賞与額を平成20年3月31日は9万8,000円、同年7月10日は54万7,000円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和52年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成20年3月31日  
② 平成20年7月10日

育児休業中の保険料免除期間内に支払われた賞与の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る「2008年分 所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は平成20年3月31日及び同年7月10日に事業主から賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、オンライン記録により、平成20年3月31日から21年2月2日までの期間について、事業主は厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが認められる。

一方、厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、事業主は申立期間①及び②に係る賞与支払届を厚生年金保険法第75条本文の規定による徴収時効が成立した後である平成26年7月24日に提出したことが確認できるが、同法第81条の2の規定に基づき事業主により免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の厚生年金保険被

保険者賞与支払届の提出が行われず、同法第 75 条の規定により時効によって徴収権が消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきである。

以上のことから、申立期間①及び②に係る標準賞与額については、事業主から提出された所得税源泉徴収簿兼賃金台帳における当該賞与額から、申立期間①は 9 万 8,000 円、申立期間②は 54 万 7,000 円とすることが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社の申立期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間に係る同法第81条の2に基づく申出を行ったと認められ、当該期間の保険料徴収が免除されることから、当該記録を取り消し、申立人の同社における標準賞与額を平成19年12月10日は55万1,000円、20年3月31日は5万7,000円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和52年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年12月10日  
② 平成20年3月31日

育児休業中の保険料免除期間内に支払われた賞与の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る「2007年分及び2008年分 所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は平成19年12月10日及び20年3月31日に事業主から賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、オンライン記録により、平成19年10月16日から20年4月30日までの期間について、事業主は厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが認められる。

一方、厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しより、事業主は申立期間①及び②に係る賞与支払届を厚生年金保険法第75条本文の規定による徴収時効が成立した後である平成26年7月24日に提出したことが確認できるが、同法第81条の2の規定に基づき事業主により免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の厚生年金保険被保

険者賞与支払届の提出が行われず、同法第 75 条の規定により時効によって徴収権が消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきである。

以上のことから、申立期間①及び②に係る標準賞与額については、事業主から提出された所得税源泉徴収簿兼賃金台帳における当該賞与額から、申立期間①は 55 万 1,000 円、申立期間②は 5 万 7,000 円とすることが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を106万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 9 日  
A社において、平成 17 年 12 月 9 日に支給を受けた賞与の記録が確認できないので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書及びA社が給与関係事務を委託していた行政事務所から提出された申立期間の賞与明細一覧表により、申立人は、申立期間において、賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額（106万6,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る保険料を納付したか否かについて不明としている上、A社は平成 24 年 6 月 \* 日に破産手続を開始していることから、破産管財人に照会したものの、破産処理に必要な書類以外は保管していないと回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 関東（栃木）厚生年金 事案 8795

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を49万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 48 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 9 日  
A社において、平成 17 年 12 月 9 日に支給を受けた賞与の記録が確認できないので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B銀行から提出された申立人に係る取引推移一覧表及びA社が給与関係事務を委託していた行政事務所から提出された申立期間の賞与明細一覧表により、申立人は、申立期間において、賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額（49万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る保険料を納付したか否かについて不明としている上、A社は平成 24 年 6 月 \* 日に破産手続を開始していることから、破産管財人に照会したものの、破産処理に必要な書類以外は保管していないと回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は6万9,000円、申立期間②は5万8,000円、申立期間③は3万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 43 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 8 月 25 日  
② 平成 16 年 2 月 25 日  
③ 平成 16 年 8 月 25 日

年金事務所からの通知により、A社に勤務していた期間に支給された賞与のうち、申立期間における賞与の記録が無いことが分かった。調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（申立期間①は6万9,000円、申立期間②は5万8,000円、申立期間③は3万2,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は2万7,000円、申立期間②は7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 58 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 18 年 8 月 11 日  
② 平成 18 年 12 月 15 日

年金記録を確認したところ、A社において申立期間に支給された賞与の記録が無かった。調査の上、記録の訂正をしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る賃金台帳及び給与明細書（賞与）から、申立人は、その主張する標準賞与額（申立期間①は2万7,000円、申立期間②は7万6,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は6万円、申立期間②及び③はそれぞれ2万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 49 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 8 月 12 日  
② 平成 17 年 12 月 16 日  
③ 平成 18 年 8 月 11 日

年金記録を確認したところ、A社において申立期間に支給された賞与の記録が無かった。調査の上、記録の訂正をしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る賃金台帳及び給与明細書（賞与）から、申立人は、その主張する標準賞与額（申立期間①は6万円、申立期間②及び③はそれぞれ2万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 関東（茨城）国民年金 事案 5530

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年6月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月から48年3月まで

私は、大学在学中に母から、「国民年金に入っておきますよ。」と、言われた記憶が残っており、母が私の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付をA市B区役所で行ってくれていたはずである。

申立期間が国民年金の未加入期間となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと申述しているが、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとするその母は既に亡くなっており、申立人自身は加入手続及び保険料納付に直接関与していないため、これらの状況が不明である。

また、申立人の基礎年金番号は、厚生年金保険被保険者記号番号が付番されており、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人は国民年金に未加入であり、制度上、国民年金保険料を納付することができなかったと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 関東（群馬）国民年金 事案 5531

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 4 月から 54 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月から 54 年 6 月まで  
時期や詳細は不明だが、私は母から、母が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたことを聞いている。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、時期や詳細は不明であるが、申立人の母が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたと聞いていると申述しているが、国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとするその母は病气療養中のため事情を聴取することはできず、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与していないことから、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和 55 年 9 月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間のうち、53 年 4 月から同年 6 月までの期間は、時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、同年 7 月から 54 年 6 月までの期間は保険料を過年度納付することが可能な期間であるが、上記のとおり納付状況が不明である上、申立人に係る国民年金被保険者台帳によると、申立人は、同年 7 月から 55 年 3 月までの保険料を 56 年 10 月 22 日に過年度納付していることが確認できることから、当該過年度納付時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付できない。

さらに、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計

簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる  
周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判  
断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認め  
ることはできない。

## 関東（新潟）国民年金 事案 5532

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年2月から58年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年2月から58年9月まで

私の国民年金の加入手続については、私が16歳になった昭和49年2月頃、母が当時の年金委員から、「勤労学生について特別な制度がある。」と強く勧誘されたため、加入してくれた。また、国民年金保険料については、町内会役員の集金人に定期的に納付していたはずである。申立期間を納付済期間と訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母が、昭和49年2月頃に申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は町内会役員の集金人に定期的に納付していたはずであると申述しているが、その母は、高齢であるため事情を聴取することができず、申立人自身は加入手続及び保険料納付に直接関与していないため、これらの状況が不明である。

また、申立期間のうち昭和49年2月から52年12月までは、申立人は20歳到達前であり、制度上、国民年金被保険者とはなり得ない期間であり、申立人は勤労学生についての特別な制度により国民年金に加入したとしているが、そのような制度は確認できない上、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、59年2月頃に払い出されたと推認され、申立人のA郡B村（現在は、C市D区）の国民年金被保険者カードの資格取得日が、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時期と同時期の59年2月となっていることから、申立期間のうち53年1月から58年9月までは国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできず、申立人に申立期間の納付書は発行されなかったものと考えられる。

さらに、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 関東（長野）国民年金 事案 5533

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から44年3月まで

私の夫は、夫婦二人分の国民年金保険料をA郡B町役場（現在は、C市役所）で納付していたはずである。申立期間について、私の夫の保険料が納付済みとなっているのに、私だけ申請免除期間となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫が、申立期間の国民年金保険料を納付したはずであると申述しているが、その夫は既に亡くなっており、申立人自身は保険料納付に直接関与していないため、保険料納付の状況が不明である。

また、申立人及びその夫のA郡B町の国民年金被保険者カードによると、申立期間を含む昭和38年10月から44年3月までの期間は、当初夫婦二人とも申請免除期間であったことが確認でき、当該申請免除期間のうち申立人に係る38年10月から40年3月までの期間及びその夫に係る全期間においては、国民年金保険料が納付済期間（追納）となっており、その記載に不自然な点は見当たらない。

さらに、申立期間は48か月と長期間であり、行政においてこれほど長期間にわたり記録管理に誤りが続いたとは考え難い上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 関東（埼玉）国民年金 事案 5535

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年5月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和51年5月から55年3月まで

私が会社を退職した後の昭和51年5月に、父が「将来のことを考えると、年金は続けて入っておかないといけない。無職の間は、お父さんが国民年金保険料を払ってやるから。」と言って、実家のあるA市で私の国民年金の加入手続をしてくれ、私が結婚して独立する56年10月まで保険料を納付してくれていた。

申立期間が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和51年5月に父がA市で国民年金の加入手続をしてくれ、56年10月まで国民年金保険料を納付してくれていた。」と申述しているが、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとするその父は既に亡くなっており、申立人自身は加入手続及び保険料納付に直接関与していないことから、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から昭和55年6月頃に払い出されたと推認され、この頃に申立人の国民年金の加入手続が行われたと考えられるが、当該払出時点では、申立期間のうち51年5月から53年3月までの期間は、時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、同年4月から55年3月までの期間は、保険料を過年度納付できる期間ではあるが、上記のとおり保険料の納付状況は不明である。

さらに、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計

簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる  
周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判  
断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認め  
ることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 5 月 1 日から同年 8 月 1 日まで  
私は、昭和 61 年 11 月頃、A 社（現在は、B 社）C 支社に D 職として入社した。厚生年金保険への加入は 62 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間となっているが、私は同年 7 月 31 日まで働いており、同時期と一緒に勤務していた同僚の厚生年金保険の記録は同年 8 月 1 日までとなっている。給与から厚生年金保険料を控除されていたはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B 社から提出された申立人に係る「E 職名簿リスト」から、申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年 5 月 1 日から同年 5 月 16 日までの期間について、A 社 C 支社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、事業主は、「申立人は昭和 62 年 5 月 1 日付けで嘱託に降格したものと考えられる。D 職は成績を上げないと嘱託に降格し、厚生年金保険から外される。」と回答している。

また、申立人は、同時期と一緒に勤務していた同僚の厚生年金保険加入記録が昭和 62 年 8 月 1 日までとなっているので、自分も同年 7 月 31 日まで働いていたとしているが、申立人が A 社 C 支社に同年 7 月 31 日まで勤務していたことを記憶している同僚は見当たらない。

さらに、F 公共職業安定所から提出された申立人の雇用保険受給資格者証により、申立人は、昭和 62 年 5 月 19 日から同年 9 月 13 日までの期間、雇用保険の基本手当を受給していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 関東（茨城）厚生年金 事案 8766（茨城厚生年金事案 1268 の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 10 月 1 日から平成 2 年 1 月 21 日まで  
② 平成 2 年 1 月 21 日から 7 年 7 月 20 日まで

申立期間①に勤務したA社及び申立期間②に勤務したB社（現在は、C社）の標準報酬月額の申立てを平成 22 年 9 月に行ったが、あっせんできない旨の通知を 23 年 1 月 13 日付けで年金記録確認茨城地方第三者委員会（当時）から受け取ったが、納得がいかない。

今回の申立てに当たり、新たに申立期間①に係る資料として平成元年の源泉徴収票を、申立期間②に係る資料として 2 年 2 月から同年 7 月までの給与明細書及び同年 9 月の給与明細書を提出するので、調査の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①に係る申立てについては、i) D企業年金基金から提出された「厚生年金基金給付額計算書」によると、申立期間①における各定時決定時及び各随時改定時の標準報酬月額は、全てオンライン記録と一致していること、ii) A社では申立人の賃金台帳等は残存しないため、申立人の申立期間①における標準報酬月額は確認できないこと、iii) 申立人から提出された昭和 63 年 3 月分の給与内訳書に記載された社会保険料のうち、厚生年金保険料の控除額（1 万 4,720 円）に対応する標準報酬月額（32 万円）はオンライン記録と一致していることなどから、平成 23 年 1 月 13 日付けで年金記録確認茨城地方第三者委員会により年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間①に係る新たな資料として平成元年の源泉徴収票を提出し再度の申立てをしているが、当該源泉徴収票に記載された社会保険料控除額（45 万 106 円）に基づき、同年各月の厚生年金保

除料控除額を算出したところ、同年1月から同年10月までについては2万3,560円、同年11月及び同年12月については2万2,320円であることが推認でき、当該控除額に見合う標準報酬月額は、申立人の当該各月のオンライン記録と一致していることが確認できる。

また、今回新たにE健康保険組合から提出された昭和63年8月の随時改定に係る健康保険被保険者報酬月額変更届に記載されている当該改定時における標準報酬月額及び従前の62年10月の定時決定に係る標準報酬月額は、いずれも申立人の当該期間に係るオンライン記録と一致している。

- 2 申立期間②に係る申立てについては、i) C社から提出された「厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」(写し)で確認できる申立期間②の標準報酬月額は、全てオンライン記録と一致していること、ii) C社から提出された「給与台帳」によると、給与支給額に対応する標準報酬月額又は控除されている厚生年金保険料に対応する標準報酬月額のいずれか低い方の金額が、オンライン記録における標準報酬月額を超える額ではないことなどから、平成23年1月13日付けで年金記録確認茨城地方第三者委員会により年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間②に係る新たな資料として平成2年2月から同年7月までの給与明細書及び同年9月の給与明細書を提出し再度の申立てをしているが、当該給与明細書に記載されている厚生年金保険料控除額(1万9,980円)に見合う標準報酬月額は、申立人の当該各月のオンライン記録と一致していることが確認できる。

また、今回新たにE健康保険組合から提出された平成2年10月、3年10月及び6年10月の定時決定に係る健康保険被保険者報酬月額算定基礎届に記載されている当該定時決定及び従前の標準報酬月額は、いずれも申立人の当該期間に係るオンライン記録と一致している。

- 3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の主張は、いずれも年金記録確認茨城地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、このほか、年金記録確認茨城地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立期間①及び②について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 関東（茨城）厚生年金 事案 8769

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 2 月 1 日から 12 年 2 月 1 日まで  
平成 10 年 9 月から 12 年 1 月 31 日まで A 社に勤務したが、厚生年金保険の被保険者資格喪失日が 11 年 2 月 1 日になっている。申立期間について、同社に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された申立人の雇用保険被保険者離職証明書（事業主控え）には、離職日が平成 11 年 1 月 31 日と記載されており、同社では、申立人は同年 1 月 31 日付けで退職したため、申立期間に係る勤務実態は無いとしている上、同僚からも申立人の申立期間に係る勤務実態について証言を得ることができない。

また、B 労働局から提出された申立人の雇用保険受給資格者証により、申立人は平成 11 年 2 月 10 日に求職の申込みをして、申立期間の一部である同年 3 月 17 日から同年 6 月 14 日まで基本手当を受給していたことが確認できる。

さらに、C 市から提出された申立人の国民健康保険被保険者加入状況証明書により、申立人は平成 11 年 2 月 1 日付けで国民健康保険の被保険者資格を取得し、申立期間において国民健康保険に加入していたことが確認できる。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、



申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 関東（埼玉）厚生年金 事案 8770

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 12 月 29 日から 49 年 1 月 1 日まで  
国（厚生労働省）の記録によると、昭和 48 年 12 月が厚生年金保険の被保険者期間となっていないが、自分はA社B支店に同年 12 月 31 日まで籍があったと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間は年末休業のため実際に勤務はしていないものの、昭和 48 年 12 月 31 日までA社B支店に籍があったと思うとしている。

しかしながら、申立人が所持している厚生年金基金加入員証により、申立人はC厚生年金基金における加入員資格を昭和 48 年 12 月 29 日に喪失していることが確認できる上、企業年金連合会から提出された中脱記録照会回答により、申立人の同基金における加入員資格喪失日が同日であることが確認できる。

また、雇用保険の記録により申立人がA社D支店を昭和 48 年 12 月 28 日に離職していることが確認できる。

さらに、A社は、「申立期間当時の資料は保管しておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除状況は不明。」と回答している。

加えて、A社B支店において厚生年金保険の被保険者記録のある 15 人に照会し 8 人から回答を得たが、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除状況は不明だった。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 関東（新潟）厚生年金 事案 8771

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 6 月 29 日から同年 8 月 1 日まで  
A社における厚生年金保険の被保険者期間が平成元年 5 月までとなっているが、同年 6 月分及び同年 7 月分の給与支給明細書によると、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している給与支給明細書及び事業主の陳述により、申立人は、申立期間のうち、平成元年 7 月分の給与から事業主により同年 6 月に係る厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。

しかしながら、被保険者期間を計算する場合には、厚生年金保険法第 19 条により、月によるものとし、被保険者資格を喪失した月の前月までを算入するとされ、同法第 14 条により、資格喪失の時期は事業所に使用されなくなった日の翌日とされていることから、平成元年 6 月及び同年 7 月を被保険者期間とするには、同年 7 月 31 日まで勤務していなければならないが、事業主が、「申立人の勤務期間は平成元年 6 月 29 日までだった。」と回答していること、及び雇用保険の記録により申立人が A 社を離職したのは同日であることが確認できることから、申立人が申立期間において同社に勤務していたとは認められない。

このほか、申立人の申立期間に係る勤務実態について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

## 関東（長野）厚生年金 事案 8793

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年10月1日から20年9月10日まで  
② 昭和21年3月1日から29年10月6日まで  
厚生労働省の記録では、申立期間に係る脱退手当金を受給したことになるが、当該脱退手当金は請求しておらず、受給もしていないので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の保険給付欄には、脱退手当金の支給記録が確認できるとともに、申立期間に係る脱退手当金は、その支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和29年11月11日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない上、オンライン記録とも合致している。

また、申立人が申立期間②において勤務していた事業所の厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立人の前後55人の女性のうち、申立人の資格喪失日である昭和29年10月の前後2年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給資格のある者14人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、10人に脱退手当金の支給記録があり、全員が資格喪失日から3か月以内に支給決定されている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人に聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 関東（群馬）厚生年金 事案 8796

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月から51年1月まで  
申立期間は厚生年金保険の被保険者期間となっていないが、A市のB工事に従事し、C社から給与を支給され厚生年金保険料を控除されていたので、被保険者期間と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、D労働基準監督署が保管する資料及びC社の同僚の証言から判断すると、申立人は、申立期間頃に同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、C社は、昭和51年12月26日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主の所在も確認できないことから、申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人を記憶する事業主の親族である同僚は、「C社では、従業員全員を厚生年金保険に加入させていたわけではなく、社長の親族や長期間勤務した者だけ加入させていたので、勤務期間が1年間くらいだった申立人は、厚生年金保険には加入していなかったはずだ。」としている。

さらに、申立期間当時のC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の氏名は確認できず、健康保険証番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 関東（埼玉）厚生年金 事案 8797

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 43 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 6 月 21 日から同年 7 月 1 日まで  
A 法人に勤務していた期間のうち、申立期間は、厚生年金保険法第 75 条該当記録となっている。同法人は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付することができず、申立期間の記録は年金の記録に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A 法人は、当初、資格取得日を平成 18 年 7 月 7 日として健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届を提出したが、26 年 6 月 2 日付けで、資格取得日が誤りだったとして 18 年 6 月 21 日とする資格取得日訂正届を提出しているところ、雇用保険の被保険者記録、事業所から提出されたタイムカード及び労働条件通知書により、申立人が同日から同法人に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、B 市から提出された平成 19 年度給与支払報告書及び事業所から提出された平成 18 年 9 月以降の賃金台帳から試算すると、申立期間に係る給与から厚生年金保険料が控除されていたことはうかがえない。

また、事業所は、「申立期間に係る賃金台帳の保管は無く、申立期間当時の担当者も亡くなっていることから、申立期間に係る給与からの保険料控除については不明である。」としている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 関東（新潟）厚生年金 事案 8799

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 12 月 1 日から 35 年 1 月 21 日まで  
A 社（現在は、B 社）の C 工場が新設されるにあたり、従業員の募集があり採用された。その後、当該 C 工場が竣工するまでの期間、同社 D 工場に研修生として就くよう命ぜられ、申立期間に D 工場 E 課に勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得がいかない。第三者委員会で調査の上、当該期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B 社の回答及び同僚の供述から判断すると、退職日は特定できないものの、申立人は、A 社 D 工場に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、B 社は、「各工場、本社の記録（社会保険及び入退者に関するもの。）を調査したが、申立人の在籍に関わる記録は見付からないため、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除について、確認することができない。」と回答している。

また、A 社 D 工場に本社から派遣された同僚及び同社 D 工場に採用された同僚のうち、照会可能な同僚 90 人に照会し、回答のあった 57 人の中に、申立人のことを記憶する同僚は一人しかいない上、当該同僚からは、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立期間に係る A 社 D 工場の事業所別被保険者名簿において、申立人の氏名は無く、健康保険証番号は連番で欠番も無いことが確認できる。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる



関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。